

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（案）の概要

1 改正の趣旨

今般、職業訓練の内容について、近年の技術動向等を踏まえ、有識者で構成される職業能力開発専門調査員会での検討結果に基づき、職業訓練の訓練科目等の改正を行うため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) ①～⑩について、普通課程における普通職業訓練の訓練科の教科科目、訓練時間数の配分等を改正する（規則別表第2関係）。

- ① 電力系の系基礎学科の訓練時間を390時間から380時間に減らす。
- ② 製織系の織機調整科の専攻実技科目について、「工作実習」、「織機分解及び組立実習」及び「機械の据付実習」を削除し、「製織実習」及び「整経実習」を追加する。
- ③ アパレル系の洋裁科、洋服科及び縫製科の設備の「人体」を「人台」に改める。
- ④ 裁縫系の和裁科の専攻実技科目の「補てつ実習」を「補綴実習」に改め、設備の「人体」を「人台」に改める。
- ⑤ 木材加工系の系基礎学科科目の「木工用機械」を「木材加工用機械」に改め、木型科の設備の「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改め、木工科の専攻学科科目の「木工品」を「木製品」に、専攻実技科目の「木工品製作実習」を「木製品製作実習」に、設備の「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改め、工業包装科の設備の「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改める。
- ⑥ 石材系の系基礎学科の訓練時間を200時間から180時間に減らすとともに、石材加工科の専攻学科の訓練時間を220時間から240時間に増やす。
- ⑦ 工芸系の竹工芸科の訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の「竹、とう等の製品の製作における技能及びこれに関する知識」を「竹、籐等の製品の製作における技能及びこれに関する知識」に改め、設備の「とう工作用機械類」を「籐工作用機械類」に改め、印章彫刻科の専攻学科科目の「印章鑄造法」を「印章製造法」に改める。
- ⑧ 通信系の電気通信科の設備の「実験用電源装置」、「自動電けん装置」、「通信用実習装置」及び「空中線及び設置設備」を削除する。
- ⑨ 第一種情報処理系のOAシステム科、ソフトウェア管理科及びデータベース管理科の専攻学科の訓練時間を150時間から100時間に減らし、専攻実技の訓練時間を250時間から300時間に増やす。
- ⑩ 第二種情報処理の系基礎学科科目の「ハードウェア工学概論」を「ハードウェア概論」に改め、プログラム設計科及びデータベース設計科の専攻学科の訓練時間を150時間から100時間に減らし、専攻実技の訓練時間を620時間から670時

間に増やし、システム設計科の専攻学科の訓練時間を 150 時間から 100 時間に減らし、専攻実技の訓練時間を 650 時間から 700 時間に増やす。

(2) ①～⑧について、専門課程における高度職業訓練の訓練科の設備を改正する（規則別表第 6 関係）。

- ① 輸送機械整備技術系の航空機整備科の設備の「洗浄装置」を削除する。
- ② 服飾技術系のアパレル技術科及び和裁技術科の設備の「人体」を「人台」に改める。
- ③ 食品製造技術系の製パン・製菓技術科の設備の「製図器及び製図用具類」を削除する。
- ④ 化学システム系の環境化学科の設備の「機器分析測定室」及び「機器分析装置」を削除し、産業化学科の設備の「機器分析測定室」、「機器分析装置」及び「化学実験装置」を削除する。
- ⑤ エネルギー技術系の原子力科の設備の「測定室」を削除する。
- ⑥ 物流システム系の港湾流通科及び物流情報科の設備の「中央演算処理装置類」を削除する。
- ⑦ 接客サービス系のホテルビジネス科の設備の「実験室」を削除する。
- ⑧ 調理技術系の調理技術科の設備の「実験室」及び「実験用機械類」を削除する。

(3) 職業訓練指導員免許を取得するための資格試験である職業訓練指導員試験に関する実施内容や、職業訓練指導員免許を取得後担当できる訓練科を職種別に示している規則別表第 11 のうち、①～②について改正する。

- ① 木工科の実技試験の「木工品製作」を「木製品製作」に、専攻学科の「木工品」を「木製品」に、「木工用機械」を「木材加工用機械」に改める。
- ② 印章彫刻科の専攻学科の「印章鑄造法」を「印章製造法」に改める。

3 根拠条文

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 19 条第 1 項、第 28 条第 2 項

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日